

福祉用具購入に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	福祉用具購入の選定可否について	介護保険で購入することができる福祉用具を教えてください。	<p>給付対象となる福祉用具の種目は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排せつ予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖です。詳細については、「住宅改修・福祉用具の手引き」をご確認ください。</p> <p>なお宮崎市では、（公財）テクノエイド協会の判断を基準として取り扱っています。「TAISコード」が付与されており、かつ「購入マーク」の表示がある場合のみ給付対象として認めています。</p>
2	付加価値的な機能を持つ福祉用具の購入について	暖房機能や家具調、自動ラップタイプのポータブルトイレや、ソフト便座タイプの浴槽内いす、ウォシュレット機能付きの補高便座等、付加価値的な機能を持つ福祉用具については給付対象になりますか。	<p>（公財）テクノエイド協会にて「購入」表示があることが前提となりますが、福祉用具購入費支給申請の際に、当該機能を必要とする理由が明確に記載されており、かつ市が必要であると判断した場合は給付対象として認めています。ただし、付加価値的な機能のみを目的とした購入は対象となりません。（ウォシュレットが使いたいという理由だけでウォシュレット機能付きの補高便座を購入する 等）</p>

No.	項目	質問	回答
3	色の違いで価格差が生じる福祉用具の購入について	歩行補助つえを購入したいと考えています。形状や材質は同じですが、通常のものよりも少し値段の高い、おしゃれな色の商品を購入しても給付対象になりますか。	形状や材質が全く同じで、色の違いにより価格差が生じている福祉用具がありますが、給付対象となるのは一番安価なものに限ります。どうしても価格の高い商品の福祉用具を使いたいという場合は、安価な商品との差額を利用者が全額自己負担していただくこととなります。
4	壁リモコン付きの補高便座について	壁リモコン付きの補高便座は、介護保険での給付対象になりますか。	壁リモコンは、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるため、原則給付対象とはなりません。ただし、壁リモコン部分と腰掛便座部分が区分できる場合には、腰掛便座部分のみが給付対象となります。なお、どうしても壁リモコンでなければならない理由がある場合には、事前に介護保険課までご相談ください。
5	同一種目の福祉用具の再購入について	介護保険で購入した福祉用具と同一種目の福祉用具を再度購入した場合、給付対象になりますか。	①「故障」②「ADLの変化」が無い場合は、原則として同一種目の福祉用具（用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を再購入することはできません。なお、①「故障」の場合は申請書類に、故障部分の説明、使用上の問題点（単なる劣化は不可）等を具体的に記載し、故障箇所の写真を添付してください。②「ADLの変化」の場合は、申請書類に前回購入時とのADLの違い、再度購入が必要な理由、選定理由等を具体的に記載してください。

No.	項目	質問	回答
6	居住環境の変化による福祉用具の再購入について	転居によって居住環境に変化があり、既に給付を受けた福祉用具が適合しなくなった場合、同一の種目の再購入は給付対象となりますか。	<p>原則として、転居があったとしても同一種目の再購入は認められず、既に給付を受けた福祉用具を転居後の環境で使用する必要があります。ただし、当該福祉用具のサイズでは転居後の環境に適合しなくなった場合は、同一種目の再購入であっても例外的に給付対象となります。</p> <p>【例】転居前の自宅で介護保険を使って浴槽内すのこを購入したが、転居後の自宅の浴槽にサイズが合わないケース(大きすぎて浴槽に入らない等)。</p>
7	衛生面を理由とした再購入について	既に福祉用具購入費の給付を受けた入浴用いすについて、長年使用していたため、カビやぬめりが生じてしまい転倒の危険性があるため、再購入したい。この場合、給付対象となりますか。	同一種目の再購入が例外的に給付対象となるのは、原則「故障」や「ADLの変化」があった場合のみです。カビやぬめり等の衛生面や汚れを理由とした同一種目の再購入については、給付対象となりません。
8	同一種目の福祉用具複数購入について	同一種目の福祉用具の複数購入は、給付対象となりますか。	特別な理由がない限り、同一種目の福祉用具の複数購入は認められません。(用途及び機能が著しく異なるものを除く。)ただし、スロープやロフトランドクラッチのように性質上複数個の利用が想定される福祉用具に関しては、給付対象とします。

No.	項目	質問	回答
9	浴槽内いすの用途について	またぎ動作を安全に行うため、浴槽内いすを2台購入し、浴槽内と浴槽外に1台ずつ置いて利用したいが、2台とも介護保険の給付対象になりますか。	浴槽内いすは、「浴槽内に置いて利用することができるものに限る。」ため、浴槽内と浴槽外に置いて利用するために2台購入する際は、1台しか給付対象となりません。
10	要支援・要介護認定の新規申請中または区分変更申請中の購入について	要支援・要介護認定の新規申請中や区分変更申請中に福祉用具を購入した場合は、給付対象となりますか。	要支援・要介護認定の申請中に福祉用具を購入した場合は、要支援・要介護の認定がおりた場合に給付対象となります。 そのため、認定結果が非該当となった場合は、給付対象とならず全額自己負担となりますので、特定福祉用具販売事業者は利用者に対して事前に説明する必要があります。
11	福祉用具の購入場所について	ホームセンターや、インターネット等で購入した福祉用具は介護保険給付の対象になりますか。	介護保険による特定福祉用具購入費の給付を受けるには、都道府県が指定する事業所で購入する必要があります。都道府県の指定がないホームセンターやインターネット等で購入した福祉用具は介護保険給付の対象になりません。
12	自宅以外での福祉用具使用について	家族宅等、自宅以外で使用するために福祉用具を購入した場合、給付対象になりますか。	原則として、生活の拠点である自宅以外は、給付対象となりません。しかし、介護の必要性等の理由により、家族宅に生活の拠点を移す場合は、給付対象となります。

No.	項目	質問	回答
13	入院中や入所中の方の福祉用具購入について	医療機関に入院中や、介護保険施設に入所中に福祉用具を購入した場合、給付対象となりますか。	特定福祉用具購入は在宅での生活を前提としていることから、医療機関に入院中に購入した福祉用具は、原則介護保険給付の対象になりません。同様に、介護保険施設等に入所中の場合も、福祉用具が整備されていることが前提となるため給付対象になりません。ただし、退院または退所が既に決まってい、在宅介護に向けて購入する場合は給付対象になります。
14	介護付き有料老人ホームやグループホームに入居中の方の福祉用具購入について	介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)やグループホーム(認知症対応型共同生活介護)の入居中に福祉用具を購入した場合、給付対象となりますか。	介護付き有料老人ホームやグループホームでは、福祉用具が整備されていることが前提であることから、給付対象になりません。
15	ショートステイ利用中の福祉用具購入について	短期入所生活介護(ショートステイ)を利用中に、滞在先の施設で利用するために福祉用具を購入した場合、給付対象となりますか。	短期入所生活介護を利用中に滞在先の施設で利用するために購入した福祉用具は、給付対象になりません。
16	外泊及び一時帰宅中の福祉用具購入について	病院に入院中(介護保険施設に入所中)に外泊や一時帰宅を行うために、外泊先や一時帰宅先で使用する福祉用具を購入した場合、給付対象となりますか。	外泊や一時帰宅のために購入した福祉用具は、給付対象になりません。
17	運搬費や設置費について	福祉用具の購入にあたり、「運搬費」や「設置費」が発生しましたが、これらの費用も給付対象となりますか。	特定福祉用具購入では、福祉用具そのものの購入費用のみが給付対象となり、運搬費や設置費等の費用は給付対象になりません。

No.	項目	質問	回答
18	部品の購入について	介護保険の給付対象となる福祉用具が破損し部品を交換した場合、部品の購入費用は給付対象となりますか。	特定福祉用具購入の給付対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品については、宮崎市が必要と認めた場合に限り給付対象となります。なお、この場合、部品そのものの購入費用のみが給付対象となり、運搬費や作業費等の費用は給付対象となりません。（事前に宮崎市に相談してください。）
19	部品の交換を伴わない修理について	既に福祉用具購入費の給付を受けた福祉用具が破損し、部品の交換を伴わない修理を行った場合、その修理費用は給付対象となりますか。	介護保険の特定福祉用具購入の給付対象は、福祉用具（またはその部品）そのものの費用のみです。運搬費、設置費等の費用については給付対象とならないことから、本ケースにおける修理費用も給付対象となりません。（全額利用者負担となります。）
20	被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について①	福祉用具を購入したが、支給申請前に被保険者本人が亡くなりました。本人が生前に支払いも済んでいます。この場合、給付対象となりますか。	被保険者本人が亡くなる前に購入した福祉用具であれば、給付対象となります。この場合、提出する領収書の領収日は亡くなる前の日付である必要があります。

No.	項目	質問	回答
21	被保険者本人が亡くなった場合の支給申請について②	福祉用具を購入したが、支給申請前に被保険者本人が亡くなりました。ターミナルだったので納品を先に行い、支払いは死後にご家族が行いました。この場合、給付対象となりますか。	納品書等、被保険者本人が亡くなる前に納品したことを確認できる書類があれば、給付対象となります。この場合、領収書の宛名や、申請書の申請者は支払いを行ったご家族である必要があります。(領収書の摘要欄には、「〇〇様 福祉用具購入費 △割負担分」等、被保険者の氏名がわかるようご記入ください。)
22	生活保護受給者で福祉用具購入の手続きが年度をまたぐ場合について	生活保護を受給している被保険者について、介護保険課への申請書提出は年度内に行ったものの、社会福祉課から1割分の支払いを受け、領収書を発行したのは次年度となりました。この場合、支給限度額は介護保険課へ申請書を提出した年度か、領収書を発行した年度か、どちらの取り扱いになりますか。	支給限度額は領収日の属する年度で管理を行うため、この場合は領収書を発行した年度となります。
23	購入後の転出について	福祉用具購入後、申請書提出前に市外に転出しました。申請書類は転出前の市町村か転出先の市町村かどちらに提出すればよいですか。	領収日時点で、住民票のある市町村へ申請書類を提出してください。